**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年　月　日

高知県知事　尾﨑　正直

**高知県規則第　　号**

**高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第６条の次に次の１条を加える。

**第６条の２**　他の都道府県知事から支給認定を受けている者であって、その居住地を県内に移転したものが、前条第１項の支給認定の申請を行うときは、省令第35条第２項第１号に掲げる医師の診断書に代えて当該他の都道府県知事から交付を受けた医療受給者証の写しを提出することができる。

２　知事は、前項に規定する申請者に対し支給認定を行ったときは、転入前の居住地の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

第14条第４項第２号中「第５条第23項」を「第５条第24項」に改める。

別記第１号様式から別記第２号様式までを次のように改める。

別記第３号様式の２及び別記第３号様式の３中「平成」を削る。

別記第４号様式中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「記入してください）」を「記入してください。）」に改める。

別記第５号様式中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第６号様式を次のように改める。

別記第７号様式中「平成」を削る。

別記第８号様式及び別記第９号様式を次のように改める。

**附**　**則**

　（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第４号様式及び別記第５号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年７月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第８号様式及び別記第９号様式は、改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規　則

◎高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則